

広域静苑組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況
及び広域静苑組合における女性の職業選択に資する情報の公表（令和7年8月）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条第6項の規定に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、広域静苑組合における女性の職業選択に資する情報を公表いたします。

1. 女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく実施状況

目標	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理職以外の職員1人当たりの月平均時間外勤務を5時間以下にする	4.6時間	0.6時間	0.7時間	0.8時間	1.9時間	2.2時間
目標	平成元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一般行政職職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする	8.8日	7.0日	5.5日	7.9日	8.3日	5.0日

2. 女性活躍推進法第21条の規定に基づく広域静苑組合における女性の職業選択に資する情報の公表

（1）女性職員の採用割合・職員の女性割合

説明	区分	令和6年度	
採用者に占める女性の割合・職員の女性割合	一般行政職	3人のうち女性0人 (越生町からの派遣職員3人)	0%
	会計年度任用職員	1人のうち女性1人	100%

（2）離職率の男女差

説明	区分	令和6年度	
自己都合退職者の割合の差異	一般行政職	派遣職員のみであるため該当なし	—

(3) 時間外勤務の状況

説明	区分	令和6年度	
1人当たりの 月平均時間数	管理職	年間 0時間／12月／職員数	0時間
	管理職以外	年間 26.3時間／12月／職員数	2.2時間

※ 月45時間以上の時間外勤務をしている管理職及び管理職以外の職員はいません。

(4) 管理職の女性割合

説明	区分	令和6年度	
主幹級以上の 女性職員の割合	一般行政職	管理職2人のうち女性0人	0%

(5) 各役職段階の職員の女性割合

説明	区分	令和6年度	
各役職段階の 女性職員の割合	局長	1人のうち女性0人	0%
	主幹	1人のうち女性0人	0%
	主任	1人のうち女性0人	0%

(6) 男女別の育児休業取得率（平均取得日数）

説明	区分	令和6年度	
子どもが 生まれた職員の 育児休業取得率	一般行政職	対象者なし	—

(7) 男性の配偶者出産休暇等の取得率（平均取得日数）

説明	区分	令和6年度	
配偶者出産、 育児参加休暇の 取得率	一般行政職	対象者なし	—

(8) 職員の年次有給休暇の取得日数

説明	区分	令和6年度	
1人あたりの 平均取得日数	一般行政職	年間 15.0日／職員数	5.0日
	会計年度 任用職員	年間 7.5日／職員数	7.5日

※ 一般行政職の年間15.0日は、令和6年1月から令和6年12月まで。

(9) セクシュアル・ハラスメント対策の整備状況
相談窓口担当者の一覧を職員に周知しています。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広域静苑組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員については、女性職員が配属されていないため、「—」と記載している。

任期の定めのない常勤職員以外の職員については、女性職員を1名雇用しているが、特定の職員の給与について推測される恐れがあるため、「—」と記載している。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。